

# 国民健康保険請求の手引

(訪問看護ステーション)

令和4年4月現在

◎高知県内の市町村国保と医師国保組合は、被保険者証の記号・番号を数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定しています。

	保険者名	保険者番号	電話番号	給付割合	証の記号・番号(枝番)
市	高知市	390013	(直)088(823)9359	退職国保	7割
	室戸市	390021	(直)0887(22)5133		
	安芸市	390039	(直)0887(35)1002		
	南国市	390047	(直)088(880)6555		
	土佐市	390054	(直)088(852)7625		
	須崎市	390062	(直)0889(42)1355		
	土佐清水市	390088	(直)0880(82)1108		
	宿毛市	390096	令和4年度5月1日まで (直)0880(63)1112 令和4年度5月2日～ (直)0880(62)1233		
	四万十市	390104	(直)0880(34)1114		
	香南市	390112	(直)0887(57)8506		
香美市	390120	(直)0887(53)3115	未就学者		
東洋町	390203	(直)0887(29)3394			
奈半利町	390211	(直)0887(38)8181			
田野町	390229	(直)0887(38)2812			
安田町	390237	(直)0887(38)6712			
北川村	390245	(直)0887(32)1214			
馬路村	390252	(直)0887(44)2112			
芸西村	390260	(直)0887(33)2112			
大川村	390419	(代)0887(84)2211			
土佐町	390427	(直)0887(82)1110		高齢受給者	
本山町	390500	(直)0887(76)2113			
大豊町	390518	(代)0887(72)0450			
佐川町	390708	(直)0889(22)7706			
越知町	390716	(直)0889(26)1115			
中土佐町	390724	(直)0889(52)2213			
日高村	390740	(直)0889(24)5001			
橋原町	390799	(直)0889(65)1170			
大月町	390831	(直)0880(73)1113			
三原村	390864	(直)0880(46)2111			
いの町	391003	(直)088(893)1117	8割		
津野町	391011	(直)0889(55)2314			
仁淀川町	391029	(直)0889(35)1088			
四万十町	391037	(直)0880(22)3117			
黒潮町	391045	(直)0880(43)2800			
組合	医師国保	393025		(直)088(824)8808	7割
県外分の取扱い	全国土木	133033		03(5210)4384	
	中央建設	133264		03(6709)2929	
	全国建設工事業	133298		03(5652)7033[資格]	
				03(5652)7034[審査]	
	全国歯科	093013	088(823)7369		
	中四国薬剤師	333039	086(231)1738		
	建設連合	233064	03(3504)1241		
	全国左官	133231	03(3269)4778		
全国板金	133280	03(3453)8464			

被保険者証のとおり

## 訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書の編綴・集計要領

請求書と明細書(以下「レセ」は次の要領で編綴してください。)

### 1 訪問看護療養費の請求について

○保険者番号毎に請求書を作成してください(下図参照)。

○請求書への集計は、国保、退職別で明細書の本人家族欄の区分毎に集計してください。(下図参照)。

○県内分については公費点数の集計及び記載は不要です。

○県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)のみ公費負担医療欄に再掲してください。

○月遅れ請求分も当月請求分と一緒に編綴・集計してください。

○保険者番号毎に国保、退職別でレセプトの本人家族欄の区分順(右図のとおり)に明細書をまとめてください。

※レセプトがばらばらにならないように、**クリップか輪ゴム**でまとめてください。

※こよりでは綴じないでください。

※返戻レセプトの再請求については、付せんをレセプトにホッチキス留めしたままで提出してください。

○提出の際は、県外分と県内分が混在しないよう別まとめてください。

◎請求書は、本会ホームページ「保険医療機関等のみなさまへ」「各種様式のダウンロード」コーナーからダウンロードできます。

### 2 請求の取り下げについて

○当月分：電話あるいは再審査等請求書で**毎月20日(県外分は17日)まで**依頼が可能です。

○過去分：再審査等請求書を提出してください。

### 3 特別療養費レセプト(国保被保険者資格証明書による療養分)の取扱いについて

特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ**特別療養費と朱書**し、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じて提出してください。(請求書への集計は不要です。)

### 4 福祉医療費請求書の編綴と集計方法について

#### 編綴方法

請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書は、**法別番号毎にまとめて**ください。

#### 請求書(集計票)記載方法

**法別番号毎に集計**し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください。

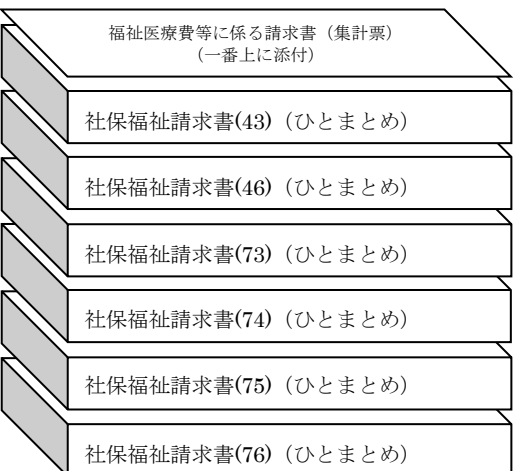
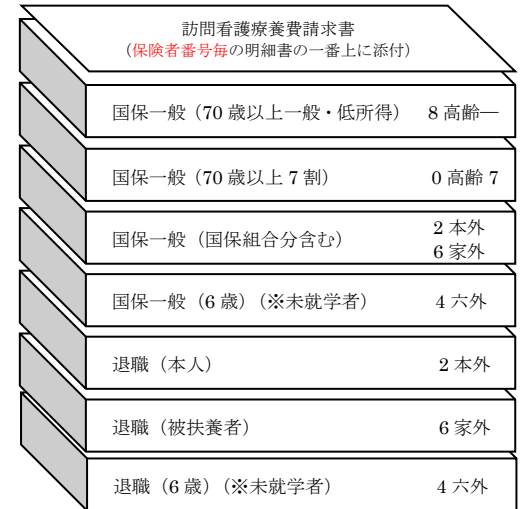
◎高知市分は公費併用レセプトとして支払基金に提出してください。

お問い合わせは **業務課業務係 (088)820-8407** までお願いします。

### 5 交通事故等「第三者傷害」の明細書への記載について

交通事故等の第三者傷害による明細書には、「特記」欄に「**10・第三**」又は「**⊗**」を記載し、備考欄に**事故対象金額**を記載してください。

お問い合わせは **業務課求償係 (088)820-8421** までお願いします。



### 訪問看護療養費明細書等の受付締切日

○直接持参分、郵送分とも、訪問看護療養費明細書等の

**受付締切日は、毎月10日(17時までの必着)**です。

※10日が土・日・祝日の場合は、本会事務所で9時から17時まで受付します。

**※受付締切日は厳守してください。**

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第1係 (088)820-8404 FAX (088)820-8413

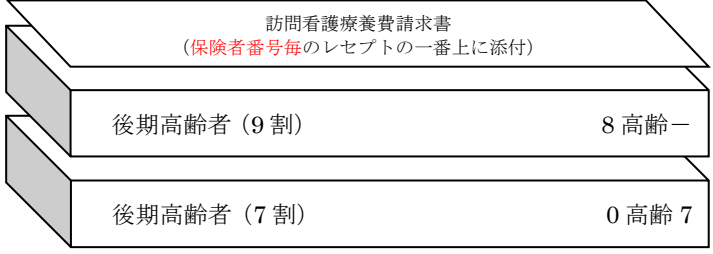
ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。

# 後期高齢者医療請求の手引

(訪問看護ステーション)

令和4年4月現在

	市町村名	保険者番号	電話番号	給付割合	被保険者番号	
市部	高知市	39392014	(直)088 (823) 9380	7割	8桁の数字	<b>訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書の編綴・集計要領</b> 請求書と明細書(以下「レセ」は次の要領で編綴してください。 <b>1 訪問看護療養費の請求について</b> ○保険者番号毎に請求書を作成してください(下図参照)。 ○請求書への集計は、給付割合毎に集計してください。(下図参照)。 ○県内分は公費点数の集計及び記載は不要です。 ○県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)のみ公費負担医療欄に再掲してください。 ※月遅れ請求分も当月請求分と合わせて編綴・集計してください。 ※請求書は後期高齢者医療用を使用してください。旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。 ※請求書は、本会ホームページ「保険医療機関等のみなさまへ」 「各種様式のダウンロード」コーナーからダウンロードできます。  ※レセプトの続紙及び添付書類は、ホッチキスで留めてください。 ※保険者番号毎で本人家族欄の区分順(上図のとおり)にレセプトをまとめてください。 レセプトがばらばらにならないように、クリップや輪ゴム等でまとめてください。 ◎提出の際は、県外分と県内分が混在しないよう別まとめにしてください。 <b>2 請求の取り下げについて</b> ○当月分: 電話あるいは再審査等請求書で毎月20日(県外分は17日)まで依頼が可能です。 ○過去分: 再審査等請求書を提出してください。 <b>3 特別療養費レセプト(後期高齢者資格証明書による療養分)の取扱いについて</b> 特別療養費の明細書は明細書の上部余白へ <b>特別療養費と朱書</b> し、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じで提出してください。(請求書への集計は不要です。) <b>4 交通事故等「第三者傷害」の明細書への記載について</b> 交通事故等の第三者傷害による明細書には、「特記」欄に「10・第三」又は「☹」を記載し、備考欄に <b>事故対象金額</b> を記載してください。 お問い合わせは <b>業務課求償係 (088)820-8421</b> までお願いします。
	室戸市	39392022	(直)0887 (22) 5133			
	安芸市	39392030	(直)0887 (35) 1002			
	南国市	39392048	(直)088 (880) 6556			
	土佐市	39392055	(直)088 (852) 7636			
	須崎市	39392063	(直)0889 (42) 1355			
	宿毛市	39392089	令和4年度5月1日まで (直)0880 (63) 1112 令和4年度5月2日～ (直)0880 (62) 1233			
	土佐清水市	39392097	(直)0880 (82) 1108			
	四万十市	39392105	(直)0880 (34) 1114			
	香南市	39392113	(直)0887 (57) 8506			
香美市	39392121	(直)0887 (53) 3115				
郡部	東洋町	39393012	(直)0887 (29) 3394	9割		
	奈半利町	39393020	(直)0887 (38) 8181			
	田野町	39393038	(直)0887 (38) 2812			
	安田町	39393046	(直)0887 (38) 6712			
	北川村	39393053	(直)0887 (32) 1214			
	馬路村	39393061	(直)0887 (44) 2112			
	芸西村	39393079	(直)0887 (33) 2112			
	本山町	39393418	(直)0887 (76) 2113			
	大豊町	39393442	(代)0887 (72) 0450			
	土佐町	39393632	(直)0887 (82) 1110			
	大川村	39393640	(代)0887 (84) 2211			
	いの町	39393863	(直)088 (893) 1117			
	仁淀川町	39393871	(直)0889 (35) 1088			
	中土佐町	39394010	(直)0889 (52) 2213			
	佐川町	39394028	(直)0889 (22) 7706			
	越知町	39394036	(直)0889 (26) 1115			
	構原町	39394051	(直)0889 (65) 1170			
	日高村	39394101	(直)0889 (24) 5001			
津野町	39394119	(直)0889 (55) 2314				
四万十町	39394127	(直)0880 (22) 3117				
大月町	39394242	(直)0880 (73) 1113				
三原村	39394275	(直)0880 (46) 2111				
黒潮町	39394283	(直)0880 (43) 2800				
<b>高知県後期高齢者医療広域連合</b> 電話 088 (821) 4526 [資格] / 088 (821) 4896 [給付] FAX 088 (821) 4518						

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに高知県後期高齢者医療広域連合にご連絡ください。

- 訪問看護療養費明細書等の受付締切日は、国民健康保険の締切日と同様です。  
 ※国保分と後期高齢者医療分は、別々にまとめて提出してください。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

## 高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第1係 (088)820-8404 FAX (088)820-8413

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>